

## フェニーチェ堺情報誌デザイン制作等業務仕様書

### 1. 業務名

フェニーチェ堺情報誌デザイン制作等業務

### 2. 目的

- ・ 公益財団法人堺市文化振興財団（以下「当財団」という。）及び当財団が指定管理者として管理運営を行うフェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）等が主催する公演、イベントにまつわる情報発信。
- ・ 芸術文化への興味・関心を高め、読者の毎日が心豊かになるための情報を堺市内外へ発信。
- ・ 多くの方に堺市の文化・歴史等の魅力を発信。
- ・ 「フェニーチェ堺（FENICE SACAY）」の由来やロゴのコンセプトと、堺の歴史のつながりへの理解を深める。
- ・ フェニーチェ堺の認知度向上。
- ・ フェニーチェ堺サブホームページ用のコンテンツの充実。

### 3. 業務概要

本業務は、情報誌の目的を理解した上で、企画提案・取材・撮影・執筆・編集・制作・印刷入稿・WEB版へのアップロードまでを含めた、情報誌制作に係る業務全般とする。

### 4. 業務履行期間

2021年（令和3年）4月1日から2024年（令和6年）3月31日

### 5. 編集方針

- (1) 表紙は読者をひきつけるデザインで、持ち帰りたいと思うもの。
- (2) 読者に発行を楽しみにしてもらえる内容。
- (3) フェニーチェ堺の特徴をとらえ、発展につながる見せ方。
- (4) 地域に密着した、新進アーティストの活動や子どもが芸術文化に触れる様子等の情報の掲載。
- (5) 見やすくわかりやすいレイアウト。
- (6) 公演やイベントに興味をもてるよう、ピックアップ情報やアーティストインタビュー、シリーズ等企画の掲載。

- (7) 堺の町やゆかりの人、歴史、文化等を紹介し、魅力を感じられる情報発信。
- (8) フェニーチェ堺の公演等が優れた舞台芸術であるとアピールできる内容。
- (9) 読み物的要素を含む内容。
- (10) フェニーチェ堺サブホームページでの使用も念頭に入れて制作する。

## 6. 制作方針

全体の企画・構成は提案内容をもとに、当財団との編集会議により決定する。

### (1) 表紙（紙版およびWEB版）

タイトル ※正式タイトルは別途協議する。

例)「マージナル」←境、境界線の意味

### (2) 中面 ※ページ配分等は、当財団との編集会議をもって決定する。

- ・ 当財団が行う活動及び当財団が指定管理者として管理運営を行うフェニーチェ堺等の活動について
- ・ 市内で行われる文化活動等について
- ・ シリーズや特集ページ
- ・ フェニーチェ堺での開催公演やイベントのピックアップページ
- ・ 出演アーティスト、カンパニー等の取材ページ
- ・ 堺の歴史や文化をとりあげるページ
- ・ 公演情報
- ・ チケット購入方法やsacayメイト募集等のインフォメーションページ
- ・ 寄附・協賛金

※ 各号の企画提案書を発注者が指定した日までに提出すること。

※ 企画提案書をもとに、発行前に編集会議を原則1回以上行う。

※ 企画提案内容は、当財団との編集会議で協議し決定する。

※ 企画提案した内容のデザイン、取材、コピー作成、イメージ画像の入手（撮影）等はすべて受注者が行う。但し、内容によっては財団から提供することもある。

※ 取材先との交渉等は原則として受注者が行う。但し、取材対象によっては財団で行うこともある。

※ 公演情報については、当財団より公演情報（テキスト形式）、イメージ画像の提供を行う。

※ 誌面の構成上、見やすくわかりやすいデザイン及びレイアウトになるよう、必要であればイラスト等の作成を行う。

※ 取材にかかる交通費、経費等は契約金の範囲内で行う。

※ 校正は、原則3回以上及び校閲作業も行う。

※ 校正原稿はPDFデータで、当財団と電子メールにて受け取りを行う。

※ 印刷は業務に含まない。

※ 印刷業者への入稿手続きは受注者が行う。

## 7. 規格等

- (1) サイズ：A4・B4・B5 いずれか
- (2) ページ：最大 16 ページ程度（表紙含む）
- (3) 綴じ：指定なし
- (4) カラー：全頁 4 色

※完成形については、当財団と協議の上決定する

## 8. 発行回数

年 4 回（不定期）

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により年 3 回になる可能性があり、その際は契約金額の減額調整が必要となる。

## 9. 納品

データ納品

- (1) 印刷用原稿データを印刷会社へ入稿。
- (2) WEB 版用原稿（EPUB 形式）データをフェニーチェ堺サブホームページにアップロードする。
- (3) 最終の入稿データおよび当財団ホームページ用の PDF データ（2MB 以下）を当財団に納品。

## 10. 著作権と肖像権

- (1) 本業務の履行に際して発生した著作物（成果物、撮影した写真、作成したイラスト等）の著作権は当財団に帰属することとし、当財団は事前の連絡なく加工及び二次使用できることとする。
- (2) 第三者の著作物を使用するときは、原則として受注者の負担で著作権処理を行う。
- (3) 情報誌は当財団のホームページにも掲載するため、肖像権の処理は、本誌掲載とあわせてホームページ掲載についても承諾を得ること。

## 11. その他

本業務の実施にあたり、仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、その都度当財団と協議し定めるものとする。